

児童拒否の グループ指導



学校へ行けない、
中学は卒業したが
進学や就職ができ
ないなどで困って
いる中学生以上の
子供を対象に、毎
週金曜日にグルー
プ指導を行ってい
ます。
ゲームやスポー
101)

児童扶養手当

この届け出は、引
き続き手当を受けら
れるかどうかを決め
る大切なものですよ
うで早目に提出して
ください。(福祉保健課)

児童扶養手当・特別児童扶
養手当は、次のような場合に
支給されます。

児童1人の場合	月額三万九千円	児童2人の場合	月額三万四千円
障害児1人につき月額二万 七千五百円	児童1人の場合	児童2人の場合	月額三万四千円
重度障害児1人につき月額 四万一千三百円	児童1人の場合	児童2人の場合	月額三万四千円



れます。(ただし、所得制限が
あります。)

す。

支給額

障害児1人につき月額二万
七千五百円

重度障害児1人につき月額
四万一千三百円

現況届は

8月11日から9月10日までに

児童扶養手当・特別児童扶
養手当を受けている方は、8
月11日から9月10日までの間
に「現況届」を提出すること
になっています。

父と生計を同じくしていな
い18歳未満の子供をもつ母、
または母にかわってその子ど
もを養育している人に支給さ
れます。

特別児童扶養手当

児童3人以上の場合は、1
人につき月額二千元が加算た
だし、一定所得以上の方につ
いては、一部支給停止があり
ます。

月額三万九千円

児童3人以上の場合は、1
人につき月額二千元が加算た
だし、一定所得以上の方につ
いては、一部支給停止があり
ます。

精神または身体に重度の障
害がある20歳未満
の子供を育ててい
る父母、もしくは
その養育者に支給
されます。(ただし、
所得制限がありま



相談室をご利用ください

8月の各相談室の開設日は次のとおりです。
お気軽にご利用ください

相談室	相談日	場所	時間	備考
健康相談	8月23日(火)	文化会館	午後1時30分 ～午後3時	40歳以上の方は健康手帳をご持参ください
教育相談	8月2・9・16 23・30日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時30分	当日は、電話でも相談に応じます(内線69)
家庭教育相談	毎週(月・火・金)	中央公民館	午前9時 ～午後4時	当日は、電話でも相談に応じます(内線67)
心配ごと相談	8月2・9・16 23・30日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
人権相談	8月2・9・16日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
行政相談	8月2・16日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	毎月第1・3火曜日